

Client Alert

25 March 2021

日本政府が、大韓民国を原産地とする炭酸カリウムに対し、暫定的な不当廉売関税を課すことを決定

本アラートに関する お問い合わせ先



末富 純子
パートナー
+81 3 6271 9741
junko.suetomi@bakermckenzie.com



松本 泉
カウンセラー
+81 3 6271 9720
izumi.matsumoto@bakermckenzie.com



小原 万実
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9539
mami.ohara@bakermckenzie.com



長谷川 匠
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com

2021年3月11日、財務省は、大韓民国を原産地とする炭酸カリウム（炭酸ニカリウム）に対し、30.8%の不当廉売関税を課すことを適当であると認める関税・外国為替等審議会の答申を公表した¹。同月19日、暫定的な不当廉売関税を課す政令が閣議決定され、当該政令の公布日である同月24日の翌日から同年7月24日までの4か月間、WTO協定に基づく3.9%の関税率に、上記暫定不当廉売関税率を上乗せした税率が課されることになった。

炭酸カリウムは、液晶パネル用のガラス基板や、かんすいの原料、衣料用洗剤・食器用洗剤の原料等に利用される。令和元年における我が国の総輸入量6,565トンのうち、韓国からの輸入量が5,293トンと約80.5%を占め²、国内生産者2社（AGC、日本曹達）の販売量は、前年比で16ポイント減少した³。そのため、上記国内生産者2社で構成される業界団体である「カリ電解工業会」による不当廉売関税の賦課を求める申請書が令和2年4月30日に提出され、同年6月29日に調査開始決定がなされた。その後、供給者、輸入者、生産者、及び使用者に対する質問状の送付と回答の提出、意見の表明、供給者及び生産者に対する現地調査の実施等がなされた後、本年2月25日に、不当廉売の事実及び国内産業に対する実質的な損害等の事実を推定する仮決定がなされた⁴。

WTO協定上、暫定措置の適用は原則として最長4か月（ただし最終決定でダンピング・マージン以下の税率適用を検討する場合には6か月）と定められており⁵、これに基づき、不当廉売関税に関する政令第17条も同様の期間を定めている。今後は、遅くとも本年12月28日までの間に、確定措置としての不当廉売関税を課すか否かの最終決定がなされることとなる（関税率法第8条6項）。

本件において調査対象とされた韓国の供給者は、総合化学メーカーのUNID社⁶のみであり、同社製の水酸化カリウムに対しても、2016年4月に不当廉

¹ https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20210311.htm

² 財務省関税局「大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査の開始」（令和2年9月8日）1頁参照。

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_tokusyu/material/20200908/kanb20200908siryo3.pdf

³ 「大韓民国産炭酸カリウムに対する調査開始の件（令和2年財務省告示第156号）」で告示した関税率法（明治43年法律第54号）第8条第5項の調査に係る仮の決定の基礎となる事実（中間報告書）」（令和3年2月25日）42頁参照。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210225001/20210225001-2.pdf>

⁴ <https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210225001/20210225001.html>

⁵ Agreement on Implementation of Article VI of the General Agreement on Tariffs and Trade 1994, Article 7.4

⁶ <http://www.unid.co.kr/jap/company/company.php>



売の暫定措置を、同年8月に確定措置を、それぞれ課する旨の決定がなされている⁷。

日韓の間においては、2018年7月の半導体材料3品目の輸出管理強化、翌2020年2月の韓国造船業における金融支援に係るWTO協議要請（2回目）など、日本から措置が講じられている。これらの点を踏まえ、韓国と取引を行う企業においては、今後とも最新動向を把握し、適切な対応を講じることが必要となる。

⁷ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/suisankari/index.html